

高齢者施設等での 新型コロナワクチン接種のお知らせ

現在入所中・お住まいの高齢者施設で接種を受けることができます。

＜みなさまに行っていただきたいこと＞

- 1 どこで接種を受けるかをお決めください。【施設内、集団接種会場、接種実施医療機関】
- 2 どこで受けるかを施設にお伝えください。



3 「接種券（クーポン）」と「予診票」が本人の手元にないと、接種を受けることができませんので、ご家族等のもとに届いた場合には、速やかに本人のもとにお届けください。（施設にお渡しいただくことも差し支えありません。）

※接種券は、本人の住民票所在地に送付されます。

1 新型コロナワクチンについて

新型コロナワクチンには、重症化を防いだり、発熱や咳などの症状が出ること（発症）を防ぐ効果があります。接種を受けていただくことで、重症者や死亡者が減ることが期待されています。

一方で、接種後の副反応として、接種部位の痛み、頭痛・倦怠感、筋肉痛などが報告されているほか、ごくまれに、接種後のアナフィラキシー（急性のアレルギー）が報告されています。

新型コロナワクチンの薬事承認にあたっては、有効性や安全性を、臨床試験や科学的知見に基づいて確認されています。

2 接種対象者

高齢者である入所者・居住者

（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）

※住民票所在地（住所地）ではない市町村にある高齢者施設に入所・居住している方も、入所・居住している施設でも受けられます。

3 接種が受けられる場所

入所・居住している高齢者施設内で受けることができます。（ご希望により、住民票所在地の市町村の医療機関や集団接種会場で接種を受けることも可能です。）

※施設以外の場所で接種を受ける場合は、ご自身で予約していただく必要があります。

4 接種回数と接種の間隔

2回の接種が必要です。

ファイザー社のワクチンでは、通常、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けます。1回目から3週間を超えた場合には、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。

5 接種を受ける際の費用

無料です。

6 接種を受けることができない人

下記にあてはまる方はファイザー社製ワクチンを接種できません。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- ・明らかに発熱している人（※1）
 - ・重い急性疾患にかかっている人
 - ・本ファイザー社製ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往歴のある人
 - ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人
- （※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。
- （※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

7 接種を受けるに当たり注意が必要な人

下記にあてはまる方はファイザー社製ワクチンの接種について、注意が必要です。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- ・抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
 - ・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
 - ・心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
 - ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
 - ・過去にけいれんを起こしたことがある人
 - ・ファイザー社製ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人
- ファイザー社製ワクチンには、これまでのワクチンでは使用されたことのない添加剤が含まれています。過去に、薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことのある人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

8 接種を受けた後の注意点

- ・本ワクチンの接種を受けた後、15分以上（過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある方や、気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことがある方は30分以上）、接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。（急に起こる副反応に対応できます。）
- ・注射した部分は清潔に保つようにし、接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。
- ・当日の激しい運動は控えてください。

9 副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

10 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。